

令和 8 年度
新発田市防犯カメラ設置補助金制度の手引き
（第 2 次募集）

犯罪の起こりにくい安心・安全なまちづくりに向けた
地域の自主的な防犯活動を支援

新発田市地域安全課

目 次

第 1 章 防犯カメラ設置補助金制度の概要	1
第 2 章 防犯カメラ設置補助金申請の流れ	3
第 3 章 防犯カメラ設置補助金制度 Q & A	7
第 4 章 申請様式（記入例）	1 1
参考	
新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱	2 7
新発田市防犯カメラ管理運用要領	3 1
問い合わせ先一覧	3 4

第1章 防犯カメラ設置補助金制度の概要

1 目的

犯罪の起こりにくい安心・安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会・町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

2 補助対象者

補助の対象となる団体は、次の団体となります。

- (1) 町内会・自治会等
- (2) 私立幼稚園・保育園、こども園
- (3) 商店街等
- (4) その他市長が適当と認める団体

3 補助対象経費

- (1) 防犯カメラの**機器購入費**及び**設置工事費**
- (2) 防犯カメラの設置を示す**看板等設置費**
- (3) その他市長が特に必要であると認める費用

保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等は
補助対象外となります。

4 補助率・補助金額

- (1) 補助対象経費の**2分の1以内**（千円未満切捨て）
- (2) **1台**につき**27万円**まで

！申請は、原則当該年度中に付き1団体1回（1台）のみ

5 補助対象機器

補助対象となる機器は、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 犯罪を抑止することを目的とします。
- (2) 通学路や不特定多数の者が利用する道路等の**公共空間の一部**を撮影対象とする防犯カメラとします。
- (3) 有効画素数、録画速度、録画日数等の**一定の要件**を満たす機器とします。

【公共空間とは・・・】

通学路や道路、公園、広場など不特定多数の者が自由に出入り可能な空間

【一定の要件とは・・・】

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	・ 38万画素数以上
	作動時間等	・ 1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影が可能なこと（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨
録画機能	録画時間	・ 1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日以上）
	1秒間の記録間隔	・ 3コマ以上
	記録画像サイズ	・ 640×480画素以上
	記録媒体	・ USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること ・ メモリーカード、又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること

6 設置・管理運用

防犯カメラは、犯罪の抑止に効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように適切に管理・運用する必要があります。

また、防犯カメラ設置場所等の内容は、行方不明事案等の各種事案・事件発生時に早期解決を図るため、警察へ情報提供します。

7 主な遵守事項

- (1) 撮影対象は通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間の一部とし、防犯カメラを設置していることを表示してください。
- (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合はその許可を得てください。
- (3) 設置団体は、「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4) 撮影した映像及び記録したデータを適正に管理・運用するために「管理責任者」及び「操作取扱者」（それぞれ別人）を指定してください。
- (5) 映像の保存期間は、7日間以上30日間以内とし、期間経過後は消去してください。
- (6) 映像の目的外での利用や第三者への提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (7) 5年以上適切に維持管理してください。5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (8) 設置場所の変更又は廃止を行う場合は、市の承認が必要となります。
- (9) 市から防犯カメラの管理運用状況の報告を求められたときは、速やかに報告してください。

8 その他

先着順で予算の範囲内で補助します。

予算額に達した時点で締切りとなります。

第2章 防犯カメラ設置補助金申請の流れ

！設置を検討する前に・・・

設置したい場所の地域住民等の意見を踏まえ、申請団体は十分に協議を行い、事前協議の前に総会等で承認を得るとともに、設置場所の所有者等から設置の承諾や許可の内諾を得てください。

また、防犯カメラの設置を効果的なものとするため、事前に新発田警察署に相談し、必要なアドバイスを受けてください。

1 まずは、道路以外の場所（私有地、公共施設用地等）の設置を検討しましょう。

道路上に設置する場合には、道路管理者の道路占用許可等が必要になります。

しかし、道路占用許可は、道路以外に設置する余地がなく止むを得ない場合に限り許可でできることになっていますので、道路以外の場所（私有地、公共施設用地等）の設置を検討してください。

●私有地に設置する場合

個人の敷地内に設置する場合は、建物壁面や軒下、既存の柱、又は専用柱を立てて設置します。

なお、所有者等と事前に協議を行い、設置の承諾を得る必要があります。

●公共施設用地等に設置する場合

市が管理している公園や学校、コミュニティセンターなどに設置する場合も、敷地内等の建物壁面や軒下、既存の柱、又は専用柱を立てて設置します。

なお、施設管理者等と事前に協議を行い、設置の許可を得る必要があります。

2 道路以外に適当な場所がない場合は、道路上の既存物件（街路灯、道路照明灯、標識、信号機等）へ共架します。

●道路上の既存物件（街路灯、道路照明灯、標識、信号機等）に共架する場合

道路管理者の道路占用許可、交通管理者の道路使用許可が必要です。

道路占用許可には、柱に防犯カメラを共架しても強度に問題がないことを確認するため、強度計算書の提出が必要になる場合があります。

詳しくは、道路管理者又は交通管理者に確認してください。

※強度計算書を添付しても、柱の老朽化やすでに他の共架物がある場合など諸条件により許可されない場合もあります。

※NTT柱には原則共架できません。

※電力柱への共架について

「電柱設置型防犯カメラ」の詳しい取扱いは、東北電力グループ東北送配電サービス株式会社（電話 022-261-5351）にお問合せください。

3 道路上に共架するものがない場合

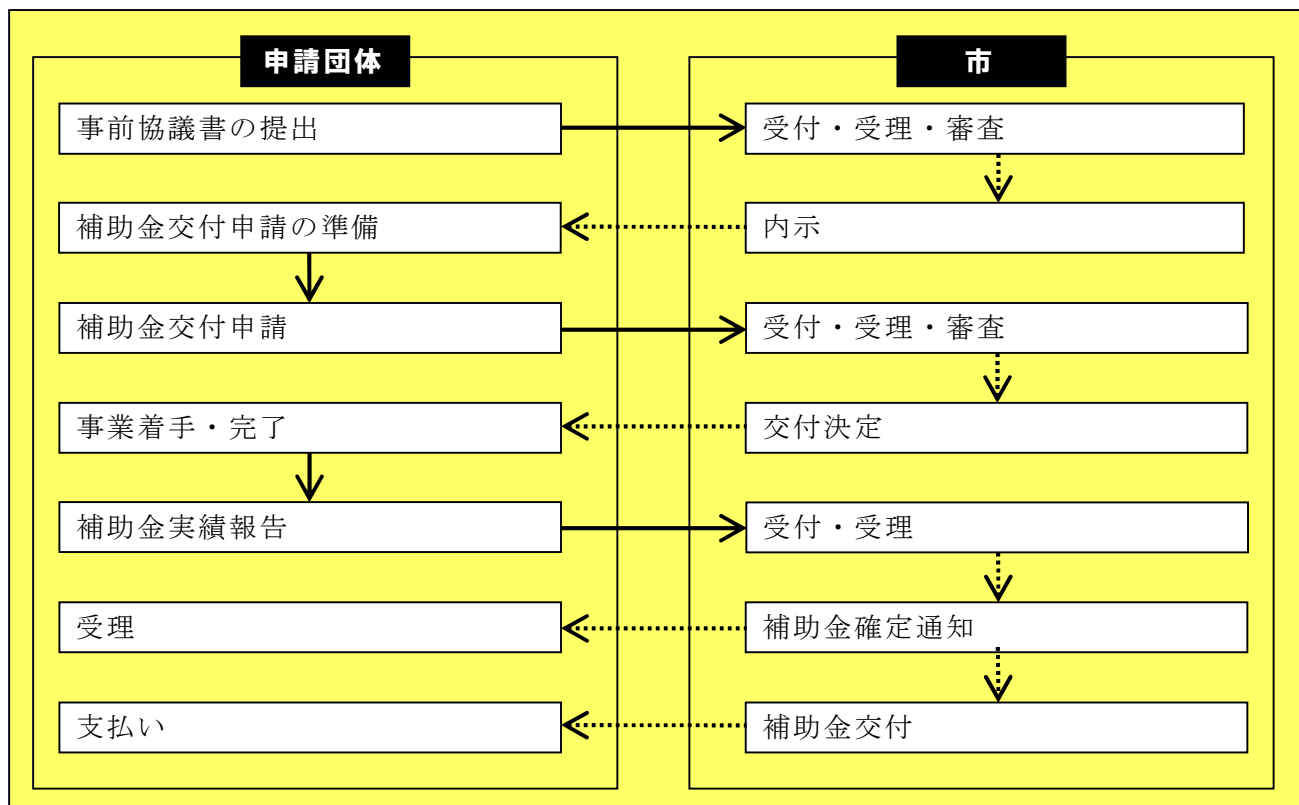
●道路に専用柱を立てて設置する場合

道路管理者の道路占用許可及び柱の強度計算書等の道路管理者が求める資料、交通管理者の道路使用許可が必要となります。

設置場所によっては、道路交通の妨げとなるなどの理由で許可されないことがあります。

詳しくは、道路管理者又は交通管理者に確認してください。

1 申請の流れ



受付期間等

step① 事前協議 令和8年10月19日(月) ～ 令和8年12月25日(金)

step② 交付申請 事前協議内示後 ～ 令和9年1月22日(金)

step③ 事業着手～実績報告 交付決定後 ～ 令和9年2月26日(金)

※申請書類等は地域安全課に設置してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

(1) 事前協議書の提出

補助金の交付申請をする場合は、令和8年12月25日(金)までに地域安全課防犯交通安全係へ事前協議を行ってください。

事前協議を経て、市から内示を受けていなければ、交付申請の手続きはできません。

提出書類(令和8年10月19日～令和8年12月25日)

- ① 事前協議書 (別記第1号様式)
- ② 団体調査票 (別記第2号様式)
- ③ 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- ④ 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ
- ⑤ 防犯カメラの設置費用に係る見積書
- ⑥ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ⑦ 補助対象団体等の規約及び役員名簿

(2) 内示

市は事前協議書をもとに、必要に応じて新発田警察署等と協議し、団体の防犯活動の状況や地域の犯罪情勢等を考慮したうえで、予算の範囲内で補助の実施団体及び設置場所を選定し、申請団体へ内示します。

(3) 補助金交付申請書の準備

申請団体は、設置場所の所有者等からの同意及び許可等の各種手続、管理運用規程を作成してください。

(4) 補助金交付申請

申請団体は、市から内示を受けた場合、令和9年1月22日（金）までに地域安全課防犯交通安全係へ交付申請書を提出してください。

提出書類（事前協議内示後 ～ 令和9年1月22日）

- ① 交付申請書（別記第4号様式）
- ② 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ、構成図等の資料
- ③ 防犯カメラの設置費用に係る見積書
- ④ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ⑤ 設置する場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類
- ⑥ 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- ⑦ 補助対象団体等の規約及び役員名簿
- ⑧ 防犯カメラ管理運用規程
- ⑨ 管理責任者及び操作取扱者届出書
- ⑩ 補助対象機器要件適合証明書
- ⑪ 撮影想定写真（防犯カメラ設置・撮影予定箇所から臨んだイメージ写真）
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

(5) 交付決定

市は、交付申請書の内容を審査して、交付を認めたときは、申請団体へ交付（不交付）決定通知書により通知します。

(6) 事業着手・完了

申請団体は、交付決定通知を受けた後、防犯カメラの設置工事に着手してください。

(7) 補助金実績報告

申請団体は、防犯カメラの設置工事完了後、速やかに地域安全課防犯交通安全係へ実績報告書を提出してください。最終期限は令和9年2月26日（金）までとします。

提出書類（交付決定後 ～ 令和9年2月26日）

- ① 実績報告書（別記第7号様式）
- ② 設置した防犯カメラによる撮影画像
- ③ 設置後の現況写真
- ④ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
【請求書＋領収書または振込明細書】
- ⑤ 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
- ⑥ 口座振込依頼書
- ⑦ 補助金交付決定通知書の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(8) 額の確定通知

市は、申請団体から実績報告を受け、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査・確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請団体へ確定通知書により通知します。

(9) 補助金交付

市は確定通知後、申請団体が指定する口座に補助金を振り込みます。

(10) 支払

申請団体は、補助金の振り込みを確認し、工事代金を施行業者へ支払います。

2 適正な管理・運用

防犯カメラ管理運用規程に基づき、適正な維持管理とプライバシーの保護に配慮した運用を行ってください。

設置完了後5年間は、防犯カメラを適正に管理運用するとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備えてください。

●管理運用状況の報告

市から防犯カメラの管理運用状況の報告を求められたときは、速やかに報告してください。

●防犯カメラ設置後に内容の変更（中止・廃止）する場合

補助金交付変更（中止・廃止）申請書を提出し承認を受けてください。

また、道路や公園に設置している防犯カメラを廃止や移設する場合は、道路占用許可等の変更等の手続が必要となりますので、管理者へお問い合わせください。

第3章 防犯カメラ設置補助金制度Q & A

Q 1 防犯カメラについて

A 1 この補助金制度でいう防犯カメラとは、通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間の一部を撮影対象とし、犯罪を抑止することを目的として特定の場所に継続的に設置され、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいいます。

Q 2 防犯カメラの設置はどんな効果がありますか？

A 2 犯罪の発生を抑止するとともに、犯罪が発生した場合の早期解決のために効果があります。

Q 3 防犯カメラはどんな種類がありますか？

A 3 大きく分けて2種類あります。

①録画一体型カメラ（スタンドアローン型）

カメラと画像記録装置を置きその場で直接画像を保存します。価格は、比較的安価になります。

②集中管理型カメラ（ネットワーク型）

カメラで撮った画像を、ネットワークを利用して離れた場所で画像を管理します。価格はネットワーク型の工事費と維持管理費が必要となるため、比較的高価になります。

※この補助金制度を活用した防犯カメラは①を想定しています。

Q 4 防犯カメラの一定の要件とはどんなものですか？

A 4 防犯カメラは、特定の場所に常設し、常時撮影及び録画する必要があることから次の要件を満たしていただく必要があります。

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	・ 38万画素数以上
	作動時間等	・ 1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨する。
録画機能	録画時間	・ 1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	・ 3コマ以上
	記録画像サイズ	・ 640×480画素以上
	記録媒体	・ USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること ・ メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること

Q 5 防犯カメラの設置補助金はいくらですか？

A 5 この補助金制度では、1 台につき防犯カメラ及び表示看板等の費用等（補助対象金額）の 2 分の 1 以内で最高 30 万円です。※千円未満の端数が生じた場合は切捨て

例	補助金額
防犯カメラ設置等に係る費用が 600,000 円の場合 $600,000 \text{ 円} \times 1/2 = 300,000 \text{ 円}$	30 万円
防犯カメラ設置等に係る費用が 750,000 円の場合 $750,000 \text{ 円} \times 1/2 = 375,000 \text{ 円}$ （上限 30 万円）	30 万円
防犯カメラ設置等に係る費用が 465,000 円の場合 $465,000 \text{ 円} \times 1/2 = 232,500 \text{ 円}$ （千円未満端数切捨）	23 万 2 千円

Q 6 防犯カメラに台数制限はありますか？

A 6 当該年度で、原則 1 団体あたり 1 台とします。

Q 7 撮影する範囲などに決まりはありますか？

A 7 防犯カメラの設置については、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないように、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング（ぼかし）機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅や店舗等にその旨を事前に説明し同意を得ておく必要があります。

Q 8 防犯カメラを設置する場合、所有者の同意のほかにもどのような手続が必要ですか？

A 8 防犯カメラを設置する場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮（民家等を撮影することがないようにマスキングを行う等）などが必要です。

公園等の施設に設置する場合には、施設管理者と協議のうえ、施設への設置許可を得る必要があります。

また、道路上の設備（街路灯など）に設置する場合には、その設備管理者と協議のうえ、道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります。

Q 9 防犯カメラの設置にあたり、なぜ団体等の総会などで話し合わなければいけないのですか？

A 9 防犯カメラは、犯罪の抑止に役立つ一方、特定の場所に不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものです。地域住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要不可欠です。

防犯カメラを設置したことにより、地域でプライバシー等に関するトラブルが発生しないように、総会などで地域住民による合意形成が必要です。

Q10 防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要ですか？

A10 撮影された画像を誰でも見たり、自由に取り出せたりするようでは、プライバシーを侵害するおそれがあります。このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的や必要性等を明確にした上で、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持ち、適切な管理運用を行う必要があります。

Q11 防犯カメラの設置がプライバシーを侵害するのではないか？との問い合わせや苦情等を受けた場合、どうすればいいですか？

A11 防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。
その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断したうえで、問題ないと判断した場合には、地域住民との話し合いで必要と判断したこと、撮影場所等については、新発田警察署とも協議していること、プライバシーの侵害とならないように防犯カメラの設置の表示や管理運営規定を定めていることなどを説明し、理解を求める必要があります。

Q12 防犯カメラを設置していることを表示する際に気をつけることはありますか？

A12 表示は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果もあります。
所有者等の同意を得て、防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に表示してください。

Q13 防犯カメラを設置する場合、気をつけることはありますか？

A13 設置する場合、設置を効果的にするために、あらかじめ設置しようとする位置や方向について、新発田警察署に相談に行き、アドバイスを受けてください。
設置後は、記録媒体の交換や動作確認等の定期的なメンテナンスのほかにも、災害等による撮影角度の修正、依頼に基づくデータの抽出などにも的確に対応する必要があります。自分たちで簡単にメンテナンスが行えるような場所への設置や機種を選ぶなど、設置後の維持管理も十分に考慮して、設置場所やカメラの機種の選定を行いましょう。
また、設置だけでなく撤去時の原状復旧も考慮して検討しましょう。

Q14 防犯カメラの電気料はどれくらいですか？

A14 私有地や公園に設置する場合で、同一敷地（柱）内にすでに電気需給契約を締結している場合は、原則として既電気需給契約と防犯カメラの需給契約を分けて契約することはできません。詳しくは、防犯カメラ取扱業者や東北電力にお問い合わせください。

Q15 防犯カメラを設置した後の維持管理費用にはどのようなものがありますか？

A15 電気料の支払いが必要になるほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、データ抽出、故障時の修理費用などが考えられます。
事前に防犯カメラ取扱業者に確認しておきましょう。

Q16 防犯カメラを設置した後、何かすることがありますか？

A16 防犯カメラは、補助金交付要綱、防犯カメラ管理運用要領に基づき、最低5年間は設置し維持管理しなければいけません。
また、必要に応じて市へ防犯カメラの管理運用状況を報告してもらいます。

Q17 防犯カメラが故障したら市で修理してくれますか？

A17 市では、修理しません。
設置団体等で修理し、5年間は維持管理してください。

Q18 警察等から画像の提供依頼があった場合、データの抽出に係る費用は誰が負担するのですか？

A18 基本的には、設置団体等の負担になります。
データの抽出費用は、防犯カメラのメーカーや機種により異なります。
事前に防犯カメラ取扱業者に確認しておきましょう。

Q19 補助対象団体の中で、その他市長が適当と認める団体とはどんな団体ですか？

A19 区長会や防犯連絡協議会、コミュニティ組織などを想定しています。

Q20 ダミーカメラや不法投棄を監視するカメラは対象になりますか？

A20 この補助金制度では、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動の支援を目的としているため、ダミーのカメラや不法投棄を目的とした監視カメラは対象になりません。

(参考)

防犯カメライメージ

ボックスタイプ



「監視している」ことをあえてアピールし犯罪抑止効果目的で使用する場合などに適しています

ドームタイプ



カメラかどうか外観からでは判別がつきにくく、またカメラの向きが分かりづらいという効果があります

第4章 申請様式（記入例）

1 事前協議書

別記第1号様式（第7条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

申請者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎
	電 話 番 号	22-3030

新発田市防犯カメラ設置補助金交付事前協議書

新発田市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規程により下記のとおり事前協議します。

記

1 防犯カメラを設置する地区 新発田市〇〇〇〇地区

2 防犯カメラ設置予定台数 1台

3 添付書類

- (1) 団体調査票（別記第2号様式）
- (2) 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- (3) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ
- (4) 防犯カメラの設置費用に係る見積書
- (5) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿

2 団体調査票

第2号様式（第7条関係）

団体調査票

1 団体の名称	新発田町内会(新発田小学校区)
2 防犯カメラ設置の理由 (経緯と問題、課題)	中央町3丁目地区は、近年不審者の発生が多く、特に子どもや女性への不審な声かけが多発している状況にある。 このため、地域で防犯パトロールを実施するなど、犯罪を未然に防ぐ自主防犯活動を実施しているが、目の届かない時間帯を含めて、安心して安全な地域を確立するため、駅からの主要道路である中央町3丁目付近に防犯カメラを設置したい。
3 防犯カメラ設置の必要性 (効果、メリット)	中央町3丁目付近に防犯カメラを設置することにより、犯罪の未然防止や発生した犯罪に迅速に対応し事件解決の大きな手掛かりとなることが期待できるなど、設置により地域住民等の安全を確保することにつながる。 また、地域住民等の犯罪に対する不安感を軽減し、地域住民等の暮らしの安心・安全のために大きく貢献することが期待される。
4 警察、関係機関等の相談 (助言) 状況	・犯罪抑止に効果的な場所を検討すること ・地域住民が不安に感じる場所なので効果が期待される
防犯活動の状況	
5 活動内容	・令和2年から登下校時の時間帯1時間程度、子どもの見守り活動を実施している。 ・令和3年から夕暮れ時に1時間程度見回りパトロールを実施している。
6 活動地域	中央町3丁目地区、新発田小学校区
7 活動頻度 (回数、時間)	週1日(登下校時見守り1時間) 週1回(地域パトロール1時間)
8 活動人員(1回当たり)	10人
9 他団体との連携状況	・PTAと情報交換しながら協力して行っている ・新発田地区防犯連絡協議会と合同で実施している

3 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類

〇〇〇〇〇町内会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇公会堂
- 3 会員総数 〇〇〇名
- 4 出席者数 〇〇〇名（うち委任状によるもの〇〇名）
- 5 議決事項 新発田市防犯カメラ設置補助金による防犯カメラの設置について
- 6 議決結果 可決（賛成〇〇名、反対〇〇名）

上記の事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長

新発田 太 郎 印

議事録署名人

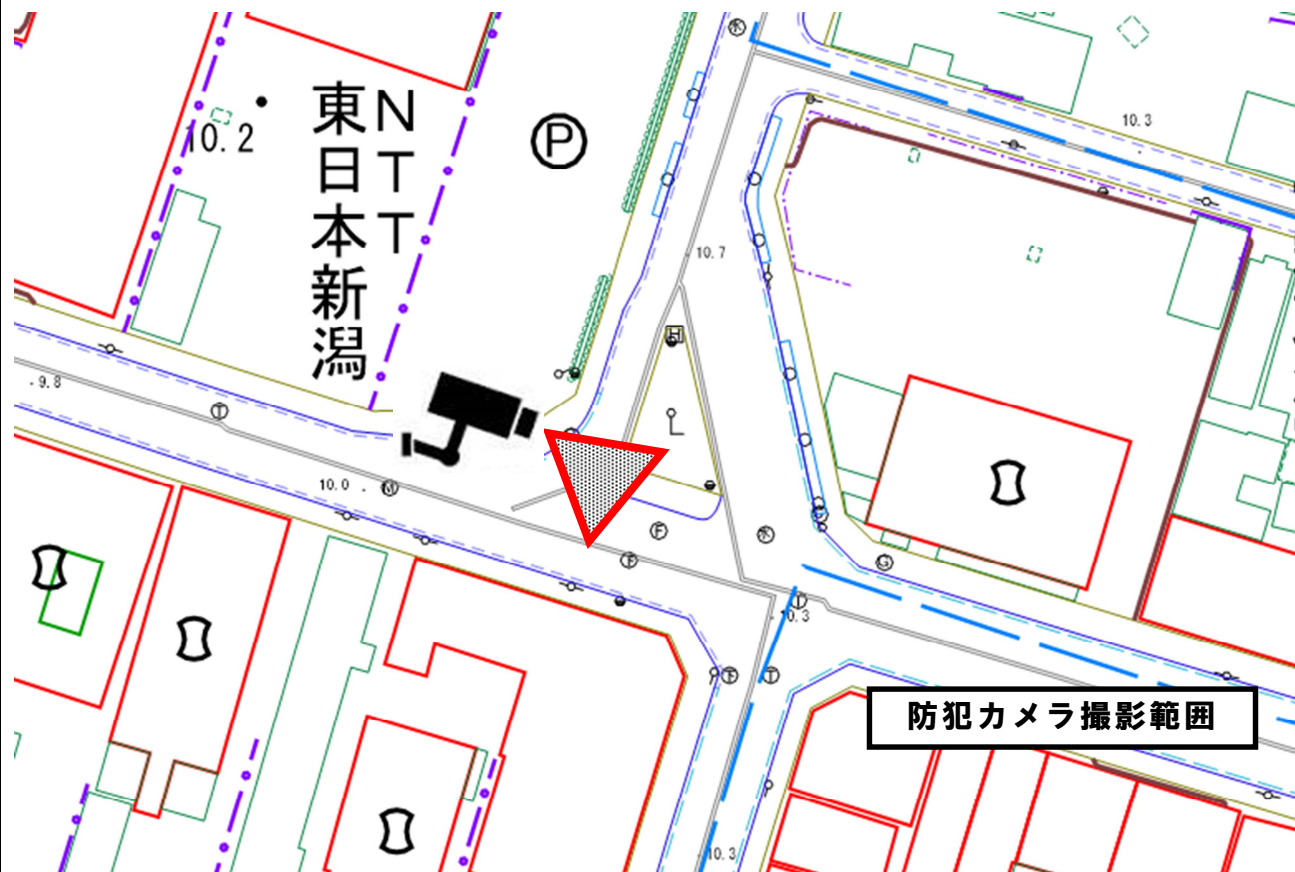
新 潟 花 子 印

議事録署名人

下 越 二 郎 印

4 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面



5 交付申請書

第4号様式（第9条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

申請者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎
	電 話 番 号	22-3030

新発田市防犯カメラ設置補助金交付申請書

新発田市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 補助申請台数 | 1 台 |
| 2 | 防犯カメラ設置経費 | 金 660.000円（総額） |
| 3 | 補助申請額 | 金 300.000円 |
| 4 | 設置予定時期 | 令和〇〇年〇〇月 |
- 5 添付書類
- (1) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ、構成図等の資料
 - (2) 防犯カメラの設置費用に係る見積書
 - (3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
 - (4) 設置する場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類
 - (5) 防犯カメラ設置事業収支予算書
 - (6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿
 - (7) 防犯カメラ管理運用規程
 - (8) 管理責任者及び操作取扱者届出書
 - (9) その他市長が必要と認める書類

6 設置する場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類

防犯カメラ設置同意願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地域安全 太郎 様

申請者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎 印
	電 話 番 号	22-3030

下記のとおり、防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いします。

記

- 1 設置場所 **新発田市中央町3丁目3番3号 地先**
- 2 設置台数 **1** 台
- 3 添付書類 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

同 意 書

上記の件について、同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
氏 名	地域安全 太郎 印

7 収支予算書

新発田町内会 防犯カメラ設置補助事業収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

項 目	予算額	備 考
1 自己資金	360,000	新発田町内会より 260,000 円 寄附金 100,000 円
2 補助金	300,000	660,000 円×50% ※上限 30 万円
合 計	660,000	

2 支出の部 (単位：円)

項 目	予算額	備 考
1 防犯カメラ設置費用	627,000	570,000 円×1 台+消費税 10%
2 看板等設置費用	33,000	30,000+消費税 10%
合 計	660,000	

8 収支決算書

新発田町内会 防犯カメラ設置補助事業収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
1 自己資金	360,000	360,000	新発田町内会より 260,000 円 寄附金 100,000 円
2 補助金	300,000	300,000	648,000 円×50% ※上限 30 万円
合 計	660,000	660,000	

2 支出の部 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	備 考
1 防犯カメラ設置費用	627,000	627,000	570,000 円×1 台+消費税 10%
2 看板等設置費用	33,000	33,000	30,000+消費税 10%
合 計	660,000	660,000	

新発田町内会防犯カメラ管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、**新発田市中央町3丁目**地区における犯罪の抑止を図ることを目的として設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定めるものとする。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは**1**台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

(設置者)

第3条 防犯カメラの設置者は、**新発田町内会**とする。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行うこと。
- (3) 管理責任者及び操作取扱者を指定すること。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し処理すること。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要性が生じた場合は、関係者と協議を行い適切に対応すること。

(管理責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び操作を行う。

- 2 管理責任者は、**新発田 太郎**とする。
- 3 操作取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作取扱者は、**下越 二郎**とする。
- 5 防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）以外の操作を禁止する。
- 6 防犯カメラの設置者及び管理責任者等（以下、「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(画像の保存期間、消去)

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 画像の保存期間は、**30**日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

(画像提供の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合
- (3) その他法令に基づく照会があった場合

2 犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行う。

3 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 提供先
- (3) 提供期間
- (4) 提供目的
- (5) 提供データの期間
- (6) 提供の条件
- (7) その他事項

（問い合わせ等の対応）

第 8 条 管理責任者は、住民等から防犯カメラに関する問合せや苦情等を受けたときは、その内容が本管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応するものとする。

（その他）

第 9 条 管理運用規程に記載されていない事項は、「新発田市防犯カメラ管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

10 管理責任者及び操作取扱者届出書

管理責任者及び操作取扱者（新規・~~変更~~）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

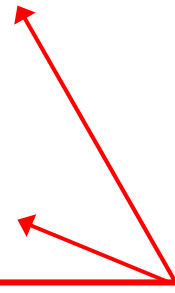
設置者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎
	電 話 番 号	22-3030

管理責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので、下記のとおり届け出ます。
防犯カメラの画像及び画像データの管理運用については、新発田市防犯カメラ管理運営要領を遵守いたします。

記

1 管理責任者	住所	新発田市中央町3丁目3番3号
	氏名	新発田町内会 会長 新発田 太郎
	電話番号	22-3030

2 操作取扱者	住所	新発田市中央町3丁目3番3号
	氏名	新発田町内会 副会長 下越 二郎
	電話番号	22-3030



それぞれ別の人を指定してください。

1 1 補助対象機器要件適合証明書

新発田市防犯カメラ設置補助支援事業に係る補助対象機器要件適合証明書

1 申請者

住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
団 体 名	新発田町内会
代表者名	会長 新発田 太郎

2 設置予定機器

メーカー	品 番	製品名
〇〇〇〇〇	AB123-45	防犯カメラ
〇〇〇〇〇	AB678-99	SD カードレコーダー

3 補助要件の適合（すべての要件を満たすこと）

区 分		対象機器の要件	チェック欄
撮影機能	有効画素数	38万画素数以上	☒
	作動時間等	1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影が可能（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨	☒
録画機能	録画時間	1日24時間及び5日間以上（動体検知の場合は7日分以上）	☒
	1秒間の記録間隔	3コマ以上	☒
	記録画像サイズ	640×480画素以上	☒
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できる	☒
		メモリーカード、又はハードディスク等の画像記録媒体を備えている	☒

上記のとおり、補助の条件を満たしていることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地	〒123-456 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称 代表者職・氏名	株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇 〇〇〇 ⑩
電 話 番 号	123-456-7890

1 2 交付変更（中止・廃止）申請書

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

申請者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎
	電 話 番 号	22-3030

新発田市防犯カメラ設置補助金交付変更~~（中止・廃止）~~申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで補助金の交付決定を受けた新発田市防犯カメラ設置補助金について、変更~~（中止・廃止）~~したいので、新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 2 条の規定により申請します。

記

1 変更内容 (変更前) ○○○○○○○○○○○○

(変更後) ○○○○○○○○○○○○

2 変更理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため

3 添付書類 変更内容が確認できる書類

1 3 実績報告書

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

申請者	住 所	新発田市中央町3丁目3番3号
	団 体 名	新発田町内会
	代表者氏名	会長 新発田 太郎
	電 話 番 号	22-3030

新発田市防犯カメラ設置補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで補助金の交付決定を受けた新発田市防犯カメラ設置補助金について、次のとおり事業が完了したので、新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 4 条の規定により報告します。

記

1 設置台数 **1** 台

2 交付決定額 金 **300. 000** 円

3 添付書類

- (1) 設置した防犯カメラによる撮影画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
- (5) 口座振込依頼書
- (6) 補助金交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

1 4 口座振込依頼書

新発田市防犯カメラ設置補助金口座振込依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

住 所 **新発田市中央町3丁目3番3号**
 団 体 名 **新発田町内会**
 代表者氏名 **会長 新発田 太郎**
 電 話 番 号 **22-3030**

振込口座

新発田		☒ 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合	西新発田					本店 ☒ 支店 出張所	
種別	☒ 1 普通 ☐ 2 当座	口座番号 (右づめ)	0	1	2	3	4	5	6

※ゆうちょ銀行

店番 (店名)				種別	1 普通 2 当座
口座番号 (右づめ)					

口座名義	ふりがな しばたちょうないかい かいちょう しばた たろう
	新発田町内会 会長 新発田 太郎

1 5 管理運用状況報告の例

新発田市防犯カメラ管理運用状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新発田市長 様

設置者 住 所 **新発田市中央町3丁目3番3号**
 団 体 名 **新発田町内会**
 代表者氏名 **会長 新発田 太郎**
 電 話 番 号 **22-3030**

令和〇〇年度の防犯カメラ管理運用状況について、下記のとおり報告します。

設 置 状 況	設置年度	令和〇〇年度	設置台数	1 台
	機器の作動状況（故障等）		良好 ・ 不良	
	機器の設置状況（固定状況等）		良好 ・ 不良	
画 像 提 供	期 日	提供先	利用目的	
	〇月 〇日	新発田警察署	捜査協力のため	
	月 日			
	月 日			
管理責任者	管理責任者の変更 有 ・ 無		住 所	新発田市
	変更日 年 月 日		氏 名	
			電話番号	
操作取扱者	管理責任者の変更 有 ・ 無		住 所	新発田市〇〇町〇-〇-〇
	変更日 〇年〇月〇日		氏 名	新発田 一郎
			電話番号	22-3030
特 記 事 項				

1 6 防犯カメラ画像提供記録簿の例

防犯カメラ画像提供記録簿	
提 供 日 時	令和〇〇年〇〇月〇〇日
提供先	機 関 ・ 団 体 名 新発田警察署
	職 ・ 氏 名 署長 〇〇〇〇〇〇
	住 所 新発田市 中央町〇丁目〇番〇号 新発田警察署〇〇課 担当〇〇〇〇〇 電話番号 0254(23)0110
提 供 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）まで
提 供 目 的	☐ 法令に基づく照会のため ☐ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要があるため ☒ 犯罪捜査利用目的のため ☐ 本人の同意がある場合又は本人へ提供するため ☐ その他 （ ）
提 供 デ ー タ の 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇時〇分から 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇時〇分まで
提 供 の 条 件	
そ の 他 の 事 項	

新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくい安心・安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、新発田市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間の一部を撮影対象とし、犯罪を抑止することを目的として特定の場所に継続的に設置され、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会、自治会等 住民が自主的に組織し、民主的に運営されている市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他これらに準ずる団体で市長が認めるものをいう。
- (3) 商店街等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141条）の規定に基づき設立された商店街振興組合及び連合会その他これらに準ずる団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会、自治会等、私立幼稚園、私立保育園、認定こども園、商店街等その他市長が適当と認める団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの機器購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板等設置費
- (3) その他市長が特に必要であると認める費用

2 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (2) 機器等の移設及び撤去費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(機器の性能)

第5条 防犯カメラは、別表に定める機能を有するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において防犯カメラ1台につき補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請する前に、新発田市防犯カメラ設置補助金交付事前協議書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体調査票（別記第2号様式）
- (2) 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- (3) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ
- (4) 防犯カメラの設置費用に係る見積書

(5) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿

(補助金交付の内示)

第8条 市長は、前条の事前協議があったときは、警察及び関係機関等と協議の上、その内容を審査し、その結果を新発田市防犯カメラ設置補助金交付内示書（別記第3号様式）により申請者に内示するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えて内示することができる。

3 市長は、第1項の審査により内示できなかった場合も、その旨を申請者へ連絡するものとする。

(補助金交付の申請)

第9条 前条の規定による補助金交付の内示を受けた申請者は、新発田市防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ、構成図等の資料

(2) 防犯カメラの設置費用に係る見積書

(3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(4) 設置する場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類

(5) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書

(6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿

(7) 防犯カメラ管理運用規程

(8) 管理責任者及び操作取扱者届出書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、新発田市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 別に定める新発田市防犯カメラ管理運用要領を遵守すること。

(2) 防犯カメラ設置者は、原則として、防犯カメラを設置した日から5年間は当該カメラを適切に管理し、運用しなければならない。

(3) 防犯カメラを設置した日から5年の間に、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応じること。

(4) 防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任をもって当該設置場所を原状復旧すること。

(計画の変更等)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、計画の内容を変更しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、新発田市防犯カメラ設置補助金交付変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

(実績報告書等)

第14条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、速やかに新発田市防犯カメラ設置補助金実績報告書(別記第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した防犯カメラによる撮影画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
- (5) 口座振込依頼書
- (6) 補助金交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメラ設置補助金の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市防犯カメラ設置補助金確定通知書(別記第8号様式)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した防犯カメラ等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から実施した。

別表（第5条関係）

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	・ 38万画素数以上
	作動時間等	・ 1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨する。
録画機能	録画時間	・ 1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日以上）
	1秒間の記録間隔	・ 3コマ以上
	記録画像サイズ	・ 640×480画素以上
	記録媒体	・ USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること ・ メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること

新発田市防犯カメラ管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新発田市防犯カメラ設置補助金により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 防犯カメラの設置者及び管理運用する者（以下「設置者等」という。）は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防犯カメラの設置目的以外に防犯カメラを利用してはならない。

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とすること。

(設置場所の所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者等は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が公園等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第5条 防犯カメラの設置者等は、当該カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーに配慮した管理及び運用を行うこと。
- (2) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (3) 防犯カメラの管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を指定すること。
- (4) 防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (5) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問合せや苦情（以下「問合せ等」という。）、事故があった際は、防犯カメラの設置者の責任において、速やかに対応、処理すること。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(管理責任者等の責務)

第6条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 操作取扱者は、管理責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理責任者等以外が行うことはできない。ただし、管理責任者の了解を得た場合は、この限りでない。

(画像及び記録媒体の管理)

第7条 画像及び記録媒体の管理については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取り扱いは、管理責任者等以外の者が行わないこと。

(秘密の保持)

第8条 設置者等は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても、同様とする。

(画像提供の制限)

第9条 第三者への画像提供は、禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のため、提供を求められた場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

2 前項ただし書において画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておくなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 提供先
- (3) 提供期間
- (4) 提供目的
- (5) 提供データの期間
- (6) 提供の条件
- (7) その他の事項

(管理運用規程の作成)

第10条 防犯カメラの設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 趣旨
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理責任者及び操作取扱者の責務
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限
- (8) 問合せ等の対応
- (9) その他

(報告及び是正措置)

第11条 市長は、防犯カメラの設置者に対して、必要に応じて管理運用状況等について報告を求めることができる。

2 防犯カメラの設置者は、前項の規定により報告を求められたときは、遅滞なく報告を行わなければならない。

3 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務委託に伴う措置)

第12条 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託しようとするときは、本要領の遵守を委託条件にする等、適正な設置、管理及び運用のための必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から実施した。

別表（第3条関係）

表示内容	防犯カメラ作動中
	設置者の名称
	新発田市防犯カメラ設置補助事業

(縦向きの場合)

縦60cm×横20cm程度を目安



(横向きの場合)

縦20cm×横60cm程度を目安



問い合わせ先一覧

1 補助金の申請・問い合わせ・相談

新発田市 担当課	電話番号	住所
地域安全課防犯交通安全係 (市役所本庁舎 5 階)	28-9510	〒957-8686 新発田市中心中央町 3-3-3

2 防犯カメラに関するアドバイス・相談

管轄警察署	電話番号	住所
新発田警察署生活安全課	23-0110	〒957-0053 新発田市中心中央町 4-2-4

3 道路占用許可等の申請・問い合わせ先（道路管理者）

■市道

新発田市 担当課	電話番号	住所
維持管理課道路管理係 (地域整備庁舎 2 階)	28-7099	〒957-0053 新発田市中心中央町 5-2-13

■県道

新潟県新発田地域振興局 担当課	電話番号	住所
地域整備部庶務課行政係 (新発田地域振興局 2 階)	26-9196	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2

■国道

国土交通省北陸地方整備局 担当課	電話番号	住所
新潟国道事務所新発田維持出張所	26-0337	〒957-0011 新発田市島潟 665

4 市が管理している公園

新発田市 担当課	電話番号	住所
維持管理課河川公園係 (地域整備庁舎 2 階)	28-7099	〒957-0053 新発田市中心中央町 5-2-13

5 コミュニティセンター

新発田市 担当課	電話番号	住所
市民まちづくり支援課市民まちづくり支援係 (市役所本庁舎 6 階)	28-9640	〒957-8686 新発田市中心中央町 3-3-3

6 道路使用許可の申請・問い合わせ（交通管理者）

管轄警察署	電話番号	住所
新発田警察署交通課	23-0110	〒957-0053 新発田市中心中央町 4-2-4

防犯カメラの設置補助に関する問合せ先

〒957-8686 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市 地域安全課 防犯交通安全係
電話 (0254) 28-9510 (課直通)

令和 8 年度